

令和5年第4回定例市議会議案

岸和田市

令和5年第4回定例市議会議案

議案番号	件名	備考・頁
報告第16号	専決処分の報告について	P. 5
議案第88号	岸和田市民道場設置及び管理条例の廃止について	P. 23
議案第89号	岸和田市事務分掌条例の一部改正について	P. 27
議案第90号	岸和田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正について	P. 31
議案第91号	一般職の職員の給与に関する条例及び会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正について	P. 35
議案第92号	岸和田市立総合通園センター条例の一部改正について	P. 65
議案第93号	岸和田市国民健康保険条例の一部改正について	P. 69
議案第94号	岸和田市消防関係事務手数料条例の一部改正について	P. 75
議案第95号	市立学校園条例の一部改正について	P. 79
議案第96号	令和5年度岸和田市一般会計補正予算（第5号）	P. 83
議案第97号	令和5年度岸和田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	P. 91
議案第98号	令和5年度岸和田市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	P. 95
議案第99号	令和5年度岸和田市財産区特別会計補正予算（第1号）	P. 99
議案第100号	令和5年度岸和田市上水道事業会計補正予算（第2号）	P. 103
議案第101号	令和5年度岸和田市病院事業会計補正予算（第2号）	P. 105

議案番号	件名	備考・頁
議案第102号	損害賠償の額を定め和解するについて	P. 107
議案第103号	指定管理者の指定について（岸和田市立高齢者ふれあいセンター朝陽）	P. 109
議案第104号	指定管理者の指定について（岸和田市立浜老人集会所）	P. 111
議案第105号	指定管理者の指定について（岸和田市まちづくりの館）	P. 113
議案第106号	指定管理者の指定について（岸和田市都市公園）	P. 115
議案第107号	指定管理者の指定について（岸和田市児童遊園）	P. 117
議案第108号	指定管理者の指定について（岸和田市営自転車等駐車場）	P. 119
議案第109号	指定管理者の指定について（岸和田市民体育館）	P. 121
議案第110号	指定管理者の指定について（岸和田市立運動広場等(青少年広場を除く)）	P. 123
議案第111号	指定管理者の指定について（岸和田市総合体育館）	P. 125
議案第112号	人権擁護委員候補者推薦につき意見を求めるについて	別途送付

報告第16号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により本議会に報告する。

令和5年12月7日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

専決処分第14号

損害賠償の額を定め和解するについて

本市は、次のとおり損害賠償の額を定め、和解するため、地方自治法第180条第1項並びに市長の専決処分事項に関する条例第2号及び第3号の規定により専決処分する。

令和5年9月7日処分

岸和田市長 永 野 耕 平

記

損害賠償の発生原因	金 額
公務中の自動車接触事故	239,800円 (車両修繕費等)

専決処分第15号

災害派遣手当に関する条例の一部改正について

災害派遣手当に関する条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和5年10月6日処分

岸和田市長 永 野 耕 平

災害派遣手当に関する条例の一部を改正する条例

災害派遣手当に関する条例（昭和 38 年条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

専決処分第16号

損害賠償の額を定め和解するについて

本市は、次のとおり損害賠償の額を定め、和解するため、地方自治法第180条第1項並びに市長の専決処分事項に関する条例第2号及び第3号の規定により専決処分する。

令和5年10月19日処分

岸和田市長 永 野 耕 平

記

損害賠償の発生原因	金 額
公務中のランドセル破損事故	19,800円 (ランドセル修繕費)

専決処分第17号

損害賠償の額を定め和解するについて

本市は、次のとおり損害賠償の額を定め、和解するため、地方自治法第180条第1項並びに市長の専決処分事項に関する条例第2号及び第3号の規定により専決処分する。

令和5年10月30日処分

岸和田市長 永 野 耕 平

記

損害賠償の発生原因	金 額
公務中の自動車接触事故	827,288円 (車両修繕費等)

専決処分第18号

岸和田市附属機関条例の一部改正について

岸和田市附属機関条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和5年11月15日処分

岸和田市長 永 野 耕 平

岸和田市附属機関条例の一部を改正する条例

岸和田市附属機関条例（平成15年条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表岸和田市空家等対策協議会の項中「第6条第1項」を「第7条第1項」に改める。

附 則

この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）の施行の日から施行する。

専決処分第19号

損害賠償の額を定め和解するについて

本市は、次のとおり損害賠償の額を定め、和解するため、地方自治法第180条第1項並びに市長の専決処分事項に関する条例第2号及び第3号の規定により専決処分する。

令和5年11月28日処分

岸和田市長 永 野 耕 平

記

損害賠償の発生原因	金 額
公務中の自動車接触事故	322,765円 (車両修繕費等)

議案第88号

岸和田市民道場設置及び管理条例の廃止について

岸和田市民道場設置及び管理条例を次のとおり廃止するものとする。

令和5年12月7日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

岸和田市民道場設置及び管理条例を廃止する条例

岸和田市民道場設置及び管理条例（昭和37年条例第8号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第89号

岸和田市事務分掌条例の一部改正について

岸和田市事務分掌条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和5年12月7日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

岸和田市事務分掌条例の一部を改正する条例

岸和田市事務分掌条例（昭和49年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条子ども家庭応援部の項に次の1号を加える。

(2) 母子保健に関すること。

第2条建設部の項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第8号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第90号

岸和田市行政手続等における情報通信の技術の利用
に関する条例の一部改正について

岸和田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例
の一部を次のとおり改正するものとする。

令和5年12月7日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

岸和田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を 改正する条例

岸和田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成25年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「第1項の場合において、市の機関は、当該申請等に関する他の条例等の規定により署名等をするもの」として「申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等をするものが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等」に、「、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって当該署名等に代えさせる」を「、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第7条において同じ。）の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代える」に改め、同条に次の2項を加える。

- 5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において手数料の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則で定めるものをもってすることができる。
- 6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

第4条に次の1項を加える。

- 5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各

項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。

第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（添付書面等の省略）

第7条 申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の規則で定める書面等であつて当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であつて当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の岸和田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第3条及び第7条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる申請等について適用し、施行日前に行われた電子情報処理組織による申請等については、なお従前の例による。

議案第91号

一般職の職員の給与に関する条例及び会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正について

一般職の職員の給与に関する条例及び会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和5年12月7日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

一般職の職員の給与に関する条例及び会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第14条の2第1項第1号中「414,800円」を「415,600円」に改める。

第25条第2項中「100分の120」を「100分の122.5」に改め、同条第3項中「100分の120」を「100分の122.5」に、「100分の67.5」を「100分の68.75」に改め、同条第4項中「100分の120」を「100分の122.5」に、「100分の165」を「100分の170」に改める。

第26条第2項第1号中「100分の100」を「100分の102.5」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「100分の48.75」に改める。

別表第1、別表第2及び別表第4を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

(単位：円)

区分	等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定 年	1	360,100	299,300	290,500	252,000	243,400	216,500	200,900	162,100
	2	362,800	301,700	292,600	253,400	245,100	218,300	202,400	163,200
	3	365,200	303,900	294,800	254,900	246,600	220,100	203,800	164,400
	4	367,900	306,300	297,000	256,200	248,200	221,800	205,200	165,500
	5	370,400	308,500	299,100	257,500	250,000	223,400	206,600	166,600
	6	373,000	310,700	301,200	258,700	251,500	225,000	208,000	167,700
	7	375,700	312,900	303,300	259,900	252,900	226,600	209,700	168,800
	8	378,200	315,200	305,300	261,100	254,600	227,900	211,400	169,900
	9	380,900	317,200	307,200	262,300	256,300	229,200	212,900	170,900
	10	383,600	319,700	309,200	263,600	257,900	230,700	214,400	172,300
	11	386,200	322,100	310,900	264,900	259,400	232,300	216,200	173,600
	12	388,900	324,300	312,900	266,200	260,900	233,900	217,900	174,900
	13	391,600	326,800	314,900	267,600	262,500	235,600	219,600	176,100
	14	394,200	329,100	316,900	271,600	264,100	237,400	221,100	177,600

前 再 任 用 短 時 間 勤 務 員 以 外 の 職	15	396,800	331,500	319,100	273,200	266,000	239,200	222,600	179,100
	16	399,500	334,000	321,300	274,700	267,600	240,900	224,100	180,700
	17	402,200	336,300	323,100	276,300	269,500	242,400	225,600	181,800
	18	404,800	338,500	325,300	277,800	271,600	243,800	226,800	183,200
	19	407,600	341,000	327,500	279,500	273,200	245,200	228,200	184,600
	20	410,300	343,400	329,500	281,300	274,700	246,400	229,600	186,000
	21	412,700	345,800	331,500	283,100	276,300	248,000	231,000	187,300
	22	415,200	348,300	333,500	284,800	277,800	249,500	232,400	189,600
	23	417,600	350,800	335,400	286,700	279,500	250,900	234,000	191,800
	24	420,100	353,200	337,300	288,500	281,300	252,000	235,500	194,000
	25	422,600	355,800	339,200	290,300	283,100	253,400	236,900	196,200
	26	425,200	358,300	341,200	292,100	284,800	254,900	238,100	197,900
	27	427,700	360,900	343,200	295,400	286,700	256,200	239,700	199,400
	28	430,300	363,400	345,200	297,500	288,500	257,500	241,200	200,900
	29	432,800	365,500	347,000	299,500	290,300	258,700	242,600	202,400
	30	435,500	368,100	349,000	301,400	292,100	259,900	243,600	203,800
	31	437,900	370,500	350,900	303,200	293,700	261,100	245,100	205,200
	32	440,600	372,900	352,800	305,000	295,100	262,300	246,400	206,600
	33	443,300	374,800	354,500	306,600	296,500	263,600	247,600	208,000
	34	446,100	377,300	356,500	308,200	298,000	264,900	248,700	209,300
	35	448,800	379,600	358,300	309,800	300,000	266,200	249,700	210,600
	36	451,600	382,100	360,200	312,000	302,000	267,600	250,600	211,900
	37	454,300	384,500	362,100	314,200	303,800	269,100	251,500	213,200
	38	456,400	387,100	364,000	316,200	305,500	270,700	252,400	214,400
	39	458,600	389,700	365,900	318,200	307,400	272,200	253,300	215,600
40	460,600	392,300	367,800	320,200	309,300	273,800	254,100	216,700	
41	462,700	394,600	369,700	322,100	311,100	275,500	254,900	217,800	
42	464,600	396,900	371,600	324,000	312,800	277,100	255,600	218,900	
43	466,200	399,100	373,500	325,900	314,800	278,700	256,700	219,900	
44	468,200	401,400	375,400	327,900	316,800	280,300	257,900	220,900	
45	470,100	403,200	376,900	329,800	318,700	281,800	259,000	221,800	

員

46	471,700	405,100	378,700	331,700	320,400	283,300	260,200	222,700
47	473,100	407,000	380,500	333,400	322,400	284,800	261,400	223,600
48	474,700	408,800	382,100	335,400	324,400	285,900	262,500	224,500
49	476,100	410,600	383,800	337,400	326,400	287,500	263,600	225,400
50	477,600	412,400	385,200	339,300	327,600	289,000	264,700	226,300
51	479,100	414,200	386,600	340,700	329,600	290,500	265,800	227,200
52	480,600	416,000	388,000	342,600	331,500	291,900	266,900	228,100
53	482,000	417,600	389,400	344,500	333,500	293,500	267,900	228,900
54	483,400	419,100	390,600	346,400	335,400	295,100	268,900	229,800
55	484,800	420,600	391,800	348,000	337,300	296,700	269,900	230,700
56	486,200	422,100	392,800	349,900	339,200	298,200	270,900	231,500
57	487,600	423,600	393,900	351,700	341,100	299,800	271,800	231,800
58	489,100	424,900	395,100	353,500	342,900	301,300	272,700	232,600
59	490,400	426,200	396,200	355,300	344,800	302,800	273,600	233,300
60	491,800	427,400	397,300	357,100	346,600	304,400	274,500	233,900
61	493,200	428,600	398,000	358,800	348,400	306,000	275,400	234,500
62	494,500	429,900	398,700	360,500	349,900	307,600	276,300	235,200
63	495,700	431,200	399,400	361,900	351,300	309,100	277,200	235,800
64	496,900	432,400	400,100	363,200	352,700	310,000	278,100	236,300
65	498,300	433,600	400,700	364,500	354,200	311,500	279,000	236,800
66	499,600	434,400	401,300	365,900	355,700	313,000	280,000	237,300
67	500,600	435,200	401,800	367,000	356,500	314,600	281,000	237,800
68	501,800	436,000	402,200	367,900	357,500	316,200	281,900	238,400
69	502,900	436,600	402,600	368,900	358,500	317,800	282,800	238,900
70	504,000	437,300	402,900	370,000	359,400	319,300	283,300	239,400
71	505,000	438,000	403,200	370,800	360,500	320,800	284,000	239,900
72	506,100	438,700	403,500	371,700	361,400	322,200	284,700	240,400
73	507,200	439,500	403,800	372,600	362,400	323,400	285,600	240,900
74	508,300	440,300	404,100	373,400	363,300	324,500	286,600	241,400
75	509,400	440,700	404,400	374,200	364,000	325,600	287,400	241,800
76	510,500	441,400	404,700	375,000	364,700	326,300	288,200	242,300

77	511,600	441,900	405,000	375,800	365,300	327,200	289,000	242,800
78	512,700	442,300	405,300	376,500	365,700	328,000	289,700	243,300
79	513,800	442,700	405,600	377,200	366,300	328,800	290,200	243,800
80	514,900	443,100	405,900	377,900	367,000	329,600	290,600	244,300
81	516,000	443,500	406,200	378,600	367,700	330,000	291,000	244,700
82	517,100	443,900	406,500	379,300	368,000	330,600	291,200	245,200
83	518,200	444,300	406,800	379,800	368,700	331,300	291,500	245,600
84	519,300	444,600	407,100	380,400	369,400	332,100	291,700	246,000
85	520,400	444,900	407,300	381,000	370,000	332,800	292,000	246,400
86	521,500	445,300	407,600	381,700	370,300	333,500	292,200	246,800
87	522,400	445,600	407,900	382,100	370,900	334,100	292,400	247,200
88	523,300	445,900	408,100	382,800	371,600	334,600	292,700	247,600
89	524,000	446,200	408,300	383,400	372,200	335,200	292,900	248,000
90	524,700		408,600	384,000	372,500	335,700	293,200	248,500
91	525,300		408,900	384,400	373,100	336,300	293,500	248,800
92	525,900		409,100	385,000	373,800	336,600	293,800	249,100
93	526,400		409,300	385,600	374,400	337,100	294,100	249,400
94	526,900		409,600	386,200	374,800	337,500	294,400	
95	527,400		409,900	386,600	375,300	337,900	294,800	
96	527,900		410,100	387,100	375,900	338,300	295,100	
97	528,400		410,300	387,600	376,400	338,800	295,500	
98	528,800		410,600	388,200	376,900	339,300	295,700	
99			410,900	388,500	377,500	339,800	295,900	
100			411,100	388,900	378,000	340,100	296,200	
101			411,300	389,300	378,300	340,500	296,600	
102				389,700	378,700	341,000	296,800	
103				390,000	379,200	341,400	297,100	
104				390,300	379,600	341,700	297,500	
105				390,600	380,000	342,100	297,900	
106				390,800	380,400	342,600	298,100	
107				391,000	380,900	343,000	298,400	

108				391,300	381,300	343,200	298,800	
109				391,600	381,700	343,600	299,100	
110				391,800	382,000	344,100	299,300	
111				392,000		344,500	299,600	
112				392,300		344,700	300,000	
113				392,600		345,100	300,300	
114				392,800		345,500	300,500	
115				393,000		345,800	300,900	
116				393,300		346,100	301,300	
117				393,600		346,500	301,600	
118				393,800		346,900	301,800	
119				394,000		347,300	302,000	
120						347,800	302,300	
121						348,200	302,700	
122						348,600	302,900	
123						349,000	303,100	
124						349,500	303,400	
125						349,900	303,700	
126						350,200	304,100	
127						350,500	304,300	
128						351,000	304,600	
129							304,900	
130							305,200	
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	
		円	円	円	円	円	円	
		316,200	290,700	275,600	256,200	243,300	216,200	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

消防職給料表

（単位：円）

区分	等級	1等級	特2等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級
----	----	-----	------	-----	-----	-----	-----	-----

	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定 年 前 再 任 用 短	1	370,400	365,700	351,800	254,900	225,800	211,300	182,600
	2	373,000	368,100	354,000	256,800	227,700	213,400	184,400
	3	375,700	370,500	356,200	258,800	229,700	215,700	186,200
	4	378,200	372,800	358,100	260,800	231,800	217,900	188,000
	5	380,900	375,200	360,000	262,600	233,900	219,800	189,800
	6	383,600	377,500	362,000	264,700	236,000	221,900	191,600
	7	386,200	379,900	364,000	266,600	238,100	224,000	193,400
	8	388,900	382,200	365,800	268,400	240,100	225,800	195,200
	9	391,600	384,600	367,500	270,000	241,900	227,900	197,000
	10	394,200	386,800	369,500	271,700	243,800	229,900	198,800
	11	396,800	388,700	371,500	273,500	245,800	231,700	200,600
	12	399,500	390,600	373,500	275,200	247,700	233,500	202,400
	13	402,200	392,300	375,300	276,700	249,600	235,500	204,100
	14	404,800	394,300	377,300	278,700	251,700	237,000	205,800
	15	407,600	396,100	379,300	280,500	253,400	238,500	207,600
	16	410,300	397,900	381,300	282,500	254,900	240,100	209,400
	17	412,700	399,600	382,900	284,400	256,600	242,000	211,300
	18	415,200	401,500	384,900	286,500	258,400	243,600	213,400
	19	417,600	403,500	386,800	288,700	260,100	245,300	215,700
	20	420,100	405,500	388,800	290,400	261,900	246,800	217,900
	21	422,600	407,100	390,500	291,600	263,500	248,500	219,800
	22	425,200	409,200	392,600	292,700	265,300	250,400	221,900
	23	427,700	411,200	394,600	293,600	266,800	252,200	224,000
	24	430,300	413,300	396,600	295,100	268,200	254,000	225,800
	25	432,800	415,000	398,100	296,700	269,600	255,300	227,600
	26	435,500	416,600	400,100	298,200	271,100	256,800	229,400
	27	437,900	418,200	402,100	299,800	272,400	258,300	231,100
	28	440,600	419,800	404,200	301,500	273,600	259,700	232,700
	29	443,300	421,300	405,700	303,200	274,800	261,100	234,600
	30	446,100	422,900	407,500	304,900	275,800	261,900	236,000

時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	31	448,800	424,300	409,100	306,200	277,000	262,700	237,400
	32	451,600	425,700	410,800	307,800	278,200	263,600	238,800
	33	454,300	426,800	412,400	309,500	279,300	264,500	240,400
	34	456,400	428,200	413,900	313,000	280,400	265,600	241,900
	35	458,600	429,700	415,400	314,900	281,700	266,700	243,500
	36	460,600	431,200	416,800	316,500	282,700	267,600	245,100
	37	462,700	432,500	418,000	318,500	283,700	268,400	246,700
	38	464,600	434,200	419,500	320,500	284,400	269,400	248,300
	39	466,200	435,800	421,000	322,500	285,800	270,500	249,900
	40	468,200	437,400	422,400	324,400	287,100	271,400	251,400
	41	470,100	438,800	423,900	326,000	288,400	271,900	252,400
	42	471,700	440,500	425,200	327,500	289,400	273,100	253,900
	43	473,100	442,200	426,400	329,000	290,400	274,100	255,400
	44	474,700	443,800	427,600	330,500	291,600	275,100	256,800
	45	476,100	445,200	428,600	332,700	292,700	275,700	258,000
	46	477,600	445,900	429,300	334,800	293,600	276,600	259,000
	47	479,100	446,600	430,100	336,900	295,100	277,400	259,900
	48	480,600	447,300	430,900	338,600	296,700	278,200	260,800
	49	482,000	447,700	431,400	340,400	298,200	279,000	261,800
	50	483,400	448,300	431,800	342,200	299,800	280,000	263,000
	51	484,800	449,000	432,200	344,000	301,500	280,900	264,100
	52	486,200	449,600	432,500	345,900	303,200	281,700	264,900
	53	487,600	450,400	432,800	347,900	304,900	282,500	265,800
	54	489,100	451,100	433,200	349,800	306,200	283,700	266,800
	55	490,400	451,600	433,500	351,600	307,800	284,900	267,800
	56	491,800	452,100	433,800	353,400	309,500	286,200	268,600
	57	493,200	452,600	434,100	355,500	311,100	287,600	269,200
	58	494,500	452,900	434,400	357,300	312,700	289,200	270,300
	59	495,700	453,200	434,700	359,200	314,100	290,500	271,200
	60	496,900	453,600	435,000	360,600	315,600	291,800	272,300
	61	498,300	454,000	435,300	362,600	317,100	293,200	273,000

62	499,600	454,200	435,600	364,500	318,400	294,700	273,900
63	500,600	454,500	435,900	366,500	319,900	296,100	274,800
64	501,800	454,700	436,200	368,400	321,400	297,500	275,600
65	502,900	455,100	436,500	370,500	322,900	298,700	276,400
66	504,000	455,300	436,800	372,400	324,400	300,300	277,100
67	505,000	455,500	437,100	374,400	326,100	301,900	277,900
68	506,100	455,700	437,400	376,300	327,800	303,200	278,700
69		456,100	437,600	378,400	329,400	304,500	279,400
70			437,900	380,400	330,800	306,000	280,700
71			438,200	382,400	332,200	307,400	281,900
72			438,400	384,100	333,600	308,700	283,200
73			438,600	385,800	335,200	310,000	284,500
74			438,900	387,400	336,700	311,600	285,900
75			439,200	389,000	338,300	313,000	287,100
76			439,500	390,200	339,900	314,400	288,500
77			439,700	391,200	341,500	315,700	289,800
78				392,200	342,400	317,100	290,900
79				393,200	344,100	318,400	292,000
80				394,300	345,700	319,800	293,100
81				395,400	347,300	320,500	294,500
82				396,500	348,900	322,000	295,900
83				397,600	350,600	323,500	297,200
84				398,900	352,200	325,200	298,300
85				399,700	353,900	327,000	299,400
86				400,500	355,400	328,700	300,500
87				401,100	357,000	330,300	301,600
88				401,600	358,500	331,900	302,700
89				402,300	360,000	333,500	303,600
90				403,000	361,200	335,100	305,000
91				403,700	362,600	336,700	306,200
92				404,000	363,900	338,300	307,500

93				404,700	365,300	339,700	308,700
94				405,400	366,400	341,200	310,100
95				405,900	367,600	342,700	311,200
96				406,300	368,800	344,100	312,500
97				406,800	370,000	345,400	313,400
98				407,400	371,300	346,600	314,700
99				407,900	372,500	347,800	316,000
100				408,400	373,700	349,100	317,500
101				408,800	374,800	350,400	319,000
102				409,300	375,900	351,900	320,500
103				409,800	377,100	353,400	321,900
104				410,300	378,200	354,800	323,400
105				410,800	379,400	356,100	324,600
106				411,400	380,500	357,300	
107				411,900	381,100	358,400	
108				412,300	381,600	359,600	
109				412,900	382,100	360,700	
110				413,400	382,700		
111				413,600			
112				413,900			
113				414,400			
114				414,700			
115				415,000			
116				415,300			
117				415,600			
118				416,000			
119				416,600			
120				417,100			
121				417,600			
122				418,100			
123				418,700			

定年前再任用短時間勤務職員			基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額		
			円 275,600	円 256,200	円 243,300		

備考 この表は、消防吏員に適用する。

別表第4（第3条関係）

ア 医療職給料表（一）

（単位：円）

等級 号給	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	518,700	477,100	354,400	345,000	264,700
2	521,900	479,200	356,100	347,500	267,200
3	525,100	481,300	357,800	350,000	269,600
4	528,300	483,300	359,600	352,300	272,000
5	531,500	485,400	361,600	354,400	274,100
6	534,700	488,000	364,500	356,100	277,600
7	537,900	490,000	367,400	357,800	281,100
8	541,100	491,900	370,300	359,600	284,500
9	544,300	494,000	373,200	366,600	288,100
10	547,500	496,100	376,100	368,700	291,600
11	550,700	498,200	378,900	371,200	295,200
12	553,900	500,300	381,800	373,900	298,700
13	557,100	502,200	384,700	376,400	302,200
14	560,300	504,300	387,400	379,100	306,100
15	563,500	506,400	390,200	382,500	310,000
16	566,700	508,300	393,100	385,500	313,600
17	569,900	510,300	396,000	388,800	317,200
18	573,100	512,300	398,900	391,800	320,700
19	576,300	514,100	401,800	394,400	324,200
20	579,500	515,900	404,700	396,800	327,700
21	582,700	517,700	406,900	399,300	331,300
22	585,900	519,500	409,600	401,900	335,000

23	589,100	521,300	412,100	403,900	338,400
24	592,300	522,900	414,700	405,500	341,700
25	595,500	524,700	417,100	407,100	345,000
26	598,700	526,500	419,100	408,800	347,500
27	601,900	528,300	420,900	411,000	350,000
28	605,100	529,900	422,800	413,100	352,300
29	608,300	531,700	424,600	415,100	354,400
30	611,500	533,500	427,300	417,200	356,100
31	614,700	535,300	429,800	419,300	357,800
32	617,900	536,900	432,200	420,900	359,600
33	621,100	538,700	434,400	422,600	361,500
34	624,300	540,400	436,900	424,500	363,700
35	627,500	542,100	438,900	426,000	365,800
36	630,700	543,700	441,000	427,800	367,800
37	633,900	545,300	443,000	429,600	369,700
38	637,100	546,700	445,200	431,500	371,900
39	640,300	548,300	447,400	433,500	374,000
40	643,500	549,800	449,500	435,300	376,000
41	646,700	551,400	450,900	437,200	378,000
42	649,900	553,000	453,300	439,000	378,700
43	653,100	554,600	455,600	440,700	379,300
44	656,300	556,200	457,800	442,400	380,000
45	659,500	557,800	459,800	444,200	380,900
46	662,700	559,400	462,100	446,000	382,200
47	665,900	561,000	464,300	447,800	383,500
48	669,100	562,600	466,600	449,500	384,800
49	672,300	564,200	468,700	451,200	385,600
50	675,500	565,800	470,900	452,800	386,400
51	678,700	567,400	473,200	454,500	387,200
52	681,900	569,000	475,300	456,200	387,700
53	685,100	570,600	477,100	457,900	388,500

54	688,300	572,200	479,200	459,800	389,300
55	691,500	573,800	481,300	461,000	390,000
56	694,700	575,400	483,300	462,200	390,700
57	697,900	577,000	485,400	463,400	391,400
58	701,100	578,600	487,100	464,400	392,300
59	704,300	580,200	488,900	465,400	393,000
60	707,500	581,800	490,700	466,300	393,600
61	710,700	583,400	492,300	467,100	394,100
62	713,900	585,000	494,100	467,900	394,600
63	717,100	586,600	495,900	468,600	395,000
64	720,300	588,200	497,500	469,300	395,400
65	723,500	589,800	498,900	469,900	395,700
66	726,700	591,400	500,600	470,600	
67	729,900	593,000	502,400	471,300	
68	733,100	594,600	504,100	471,900	
69	736,300	596,200	505,600	472,500	
70	739,500	597,800	506,900	472,800	
71	742,700	599,400	508,200	473,400	
72	745,900	601,000	509,500	474,100	
73	749,100	602,600	510,500	474,800	
74	752,300	604,200	511,800	475,200	
75	755,500	605,800	513,100	475,800	
76	758,700	607,400	514,400	476,500	
77	761,900	609,000	515,400	477,200	
78	765,100	610,600	516,200	477,600	
79	768,300	612,200	517,000	478,200	
80	771,500	613,800	517,800	478,800	
81	774,700	615,400	518,700	479,300	
82	777,900	617,000	519,500	479,900	
83	781,100	618,600	520,400	480,400	
84	784,300	620,200	521,200	480,900	

85	787,500	621,800	522,100	481,400	
86	790,700	623,400	523,000	481,800	
87	793,900	625,000	523,700	482,400	
88	797,100	626,600	524,600	482,800	
89		628,200	525,500	483,300	
90		629,800	526,300		
91			527,200		
92			528,100		
93			528,900		
94			529,800		
95			530,700		
96			531,400		
97			532,200		
98			533,100		
99			534,000		
100			534,900		
101			535,700		

備考 この表は、医師及び歯科医師に適用する。

イ 医療職給料表（二）

（単位：円）

区分	等級	特1等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	380,400	297,300	289,000	252,000	216,800	193,500
	2	382,900	299,700	291,200	253,400	218,300	194,700
	3	385,500	301,800	293,400	254,900	219,700	196,200
	4	387,900	304,300	295,600	256,200	221,200	197,600
	5	390,500	306,600	297,800	257,500	222,700	198,800
	6	392,900	309,100	300,000	258,700	224,200	200,300
	7	395,400	311,500	302,200	259,900	225,500	201,700
	8	397,900	313,800	304,200	261,100	226,800	203,000
	9	400,500	316,000	306,100	262,300	228,200	204,600

定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤	10	402,900	318,600	308,000	263,600	229,500	207,300
	11	405,400	321,100	309,900	264,900	230,600	208,800
	12	407,900	323,600	312,100	266,200	231,700	210,000
	13	410,400	326,100	314,000	267,600	232,800	211,200
	14	412,900	328,500	316,300	271,600	234,000	212,400
	15	415,500	330,800	318,600	273,200	235,500	213,800
	16	417,400	333,300	320,900	274,700	236,900	215,300
	17	419,800	335,600	323,100	276,300	238,100	216,800
	18	422,000	338,000	325,300	277,800	240,900	218,300
	19	424,400	340,500	327,500	279,500	242,400	219,700
	20	426,800	343,000	329,500	281,300	243,800	221,200
	21	429,100	345,500	331,500	283,100	245,200	222,700
	22	431,500	348,000	333,500	284,800	246,400	224,200
	23	433,900	350,500	335,400	286,700	248,000	225,500
	24	436,300	353,000	337,300	288,500	249,500	226,800
	25	438,600	355,500	339,200	290,300	250,900	228,200
	26	441,200	358,000	341,200	292,100	252,000	229,500
	27	443,700	360,500	343,200	295,400	253,400	230,600
	28	446,300	363,000	345,200	297,500	254,900	231,700
	29	448,700	365,500	347,000	299,500	256,200	232,800
	30	451,200	368,100	349,000	301,400	257,500	233,900
	31	453,700	370,500	350,900	303,200	258,700	235,000
	32	456,200	372,900	352,800	305,000	259,900	236,200
	33	458,600	374,800	354,500	306,600	261,100	237,400
	34	461,000	377,300	356,500	308,200	262,300	238,500
	35	463,600	379,600	358,300	309,800	263,600	239,500
	36	466,000	382,100	360,200	312,000	264,900	240,800
	37	468,500	384,500	362,100	314,200	266,200	242,200
	38	470,000	387,100	364,000	316,200	267,600	243,400
	39	471,300	389,700	365,900	318,200	271,600	244,400
	40	472,600	392,300	367,800	320,200	273,200	245,700

務 職 員 以 外 の 職 員	41	473,800	394,600	369,700	322,100	274,700	246,600
	42	475,100	396,900	371,600	324,000	276,300	247,800
	43	476,400	399,100	373,500	325,900	277,800	249,000
	44	477,700	401,400	375,400	327,900	279,500	250,100
	45	478,900	403,200	376,900	329,800	281,300	251,100
	46	480,300	405,100	378,700	331,700	283,100	252,100
	47	481,700	407,000	380,500	333,400	284,800	253,000
	48	482,900	408,800	382,100	335,400	286,700	253,800
	49	484,300	410,600	383,800	337,400	288,500	254,600
	50	485,600	412,400	385,200	339,300	290,300	255,400
	51	487,000	414,200	386,600	340,700	292,100	256,200
	52	488,400	416,000	388,000	342,600	293,700	257,400
	53	489,800	417,600	389,400	344,500	295,100	258,600
	54	490,900	419,100	390,600	346,400	296,500	259,700
	55	492,000	420,600	391,800	348,000	298,000	261,000
	56	493,100	422,100	392,800	349,900	300,000	262,300
	57	494,200	423,600	393,900	351,700	302,000	263,400
	58	495,100	424,900	395,100	353,500	303,800	264,400
	59	496,000	426,200	396,200	355,300	305,500	265,400
	60	496,900	427,400	397,300	357,100	307,400	266,500
	61	497,900	428,600	398,000	358,800	309,300	267,600
	62		429,900	398,700	360,500	311,100	268,700
	63		431,200	399,400	361,900	312,800	269,400
	64		432,400	400,100	363,200	314,800	270,500
	65		433,600	400,700	364,500	316,800	271,600
	66		434,400	401,300	365,900	318,700	272,500
	67		435,200	401,800	367,000	320,400	273,300
	68		436,000	402,200	367,900	322,400	274,300
	69		436,600	402,600	368,900	324,400	275,200
	70		437,300	402,900	370,000	326,400	276,100
	71		438,000	403,200	370,800	327,600	276,900

72		438,700	403,500	371,700	329,600	277,900
73		439,500	403,800	372,600	331,500	278,800
74		440,300	404,100	373,400	333,500	279,700
75		440,700	404,400	374,200	335,400	280,600
76		441,400	404,700	375,000	337,300	281,600
77		441,900	405,000	375,800	339,200	282,700
78		442,300	405,300	376,500	341,100	283,700
79		442,700	405,600	377,200	342,900	284,300
80		443,100	405,900	377,900	344,800	284,800
81		443,500	406,200	378,600	346,600	285,300
82		443,900	406,500	379,300	348,400	286,100
83		444,300	406,800	379,800	349,900	286,900
84		444,600	407,100	380,400	351,300	287,500
85		444,900	407,300	381,000	352,700	288,100
86		445,300	407,600	381,700	354,200	288,600
87		445,600	407,900	382,100	355,700	289,100
88		445,900	408,100	382,800	356,500	289,600
89		446,200	408,300	383,400	357,500	290,000
90			408,600	384,000	358,500	290,300
91			408,900	384,400	359,400	290,500
92			409,100	385,000	360,500	290,700
93			409,300	385,600	361,400	290,900
94			409,600	386,200	362,400	291,100
95			409,900	386,600	363,300	291,500
96			410,100	387,100	364,000	291,700
97			410,300	387,600	364,700	291,900
98			410,600	388,200	365,300	292,100
99			410,900	388,500	365,700	292,500
100			411,100	388,900	366,300	292,700
101			411,300	389,300	367,000	292,900
102				389,700	367,700	293,200

103				390,000	368,000	293,500
104				390,300	368,700	293,700
105				390,600	369,400	293,900
106				390,800	370,000	294,200
107				391,000	370,300	294,500
108				391,300	370,900	294,700
109				391,600	371,600	294,900
110				391,800	372,200	295,200
111				392,000	372,500	295,500
112				392,300	373,100	
113				392,600	373,800	
114				392,800	374,400	
115				393,000	374,800	
116				393,300	375,300	
117				393,600	375,900	
118				393,800	376,400	
119				394,000	376,900	
120					377,500	
121					378,000	
122					378,300	
123					378,700	
124					379,200	
125					379,600	
126					380,000	
127					380,400	
128					380,900	
129					381,300	
130					381,700	
131					382,000	
定年前再任用 短時間勤務職		基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	

員		円	円	円	円	
		290,700	275,600	256,200	243,300	

備考 この表は、薬剤師、診療放射線技師、栄養士その他医療技術員に適用する。

別表第5中「376,000」を「380,000」に、「422,000」を「427,000」に、「472,000」を「477,000」に、「533,000」を「539,000」に、「608,000」を「615,000」に、「710,000」を「718,000」に、「830,000」を「839,000」に改める。

(会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

会計年度任用職員給料表1

(単位：円)

号給	給料月額
1	162,100
2	163,200
3	164,400
4	165,500
5	166,600
6	167,700
7	168,800
8	169,900
9	170,900
10	172,300
11	173,600
12	174,900
13	176,100
14	177,600
15	179,100
16	180,700
17	181,800
18	183,200

19	184,600
20	186,000
21	187,300
22	189,600
23	191,800
24	194,000
25	196,200
26	197,900
27	199,400
28	200,900
29	202,400
30	203,800
31	205,200
32	206,600
33	208,000
34	209,700
35	211,400
36	212,900
37	214,400
38	216,200
39	217,900
40	219,600
41	221,100
42	222,600
43	224,100
44	225,600
45	226,800
46	228,200
47	229,600
48	231,000
49	232,400

50	234,000
51	235,500
52	236,900
53	238,100
54	239,700
55	241,200
56	242,600
57	243,600
58	245,100
59	246,400
60	247,600
61	248,700
62	249,700
63	250,600
64	251,500
65	252,400
66	253,300
67	254,100
68	254,900
69	255,600
70	256,700
71	257,900
72	259,000
73	260,200
74	261,400
75	262,500
76	263,600
77	264,700
78	265,800
79	266,900
80	267,900

81	268,900
82	269,900
83	270,900
84	271,800
85	272,700
86	273,600
87	274,500
88	275,400
89	276,300
90	277,200
91	278,100
92	279,000
93	280,000
94	281,000
95	281,900
96	282,800
97	283,300
98	284,000
99	284,700
100	285,600
101	286,600
102	287,400
103	288,200
104	289,000
105	289,700
106	290,200
107	290,600
108	291,000
109	291,200
110	291,500

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

会計年度任用職員給料表 2

(単位：円)

号給	給料月額
1	193,500
2	194,700
3	196,200
4	197,600
5	198,800
6	200,300
7	201,700
8	203,000
9	204,600
10	207,300
11	208,800
12	210,000
13	211,200
14	212,400
15	213,800
16	215,300
17	216,800
18	218,300
19	219,700
20	221,200
21	222,700
22	224,200
23	225,500
24	227,000
25	228,600
26	230,200
27	231,200
28	232,900

29	234,400
30	236,000
31	237,500
32	238,900
33	240,100
34	242,200
35	243,700
36	245,100
37	246,500
38	247,700
39	249,200
40	250,600
41	252,000
42	253,000
43	254,400
44	255,800
45	257,000
46	258,400
47	259,500
48	260,700
49	261,800
50	263,000
51	264,300
52	265,600
53	267,000
54	268,500
55	271,700
56	273,300
57	274,700
58	276,300
59	277,800

60	279,500
61	281,300
62	283,100
63	284,800
64	286,700
65	288,500
66	290,300
67	292,100
68	295,400
69	297,500
70	299,500
71	301,400
72	303,200
73	305,000
74	306,600
75	308,200
76	309,800
77	312,000
78	314,200
79	316,200
80	318,200
81	320,200
82	322,100
83	324,000
84	325,900
85	327,900
86	329,800
87	331,700
88	333,400
89	335,400
90	337,400

91	339,300
92	340,700
93	342,600
94	344,500
95	346,400
96	348,000
97	349,900
98	351,700
99	353,500
100	355,300
101	357,100
102	358,800
103	360,500
104	361,900
105	363,200
106	364,500
107	365,900
108	367,000
109	367,900
110	368,900
111	370,000
112	370,800
113	371,700
114	372,600
115	373,400
116	374,200
117	375,000
118	375,800
119	376,500
120	377,200
121	377,900

122	378,600
123	379,300
124	379,800
125	380,400
126	381,000
127	381,700
128	382,100
129	382,800
130	383,400
131	384,000

備考 この表は、薬剤師、臨床検査技師、栄養士その他医療技術員及び外国語指導助手に適用する。

別表第3中「230,000」を「241,100」に、「249,000」を「260,100」に、「322,300」を「330,200」に、「339,700」を「347,500」に、「372,400」を「379,400」に、「376,400」を「383,300」に、「381,400」を「388,100」に、「386,000」を「392,200」に、「402,300」を「407,400」に、「419,600」を「424,700」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の一般職職員給与条例」という。）別表第1、別表第2、別表第4及び別表第5の規定並びに第2条の規定による改正後の会計年度任用職員の給与等に関する条例（以下「改正後の会計年度任用職員給与条例」という。）別表第1から別表第3までの規定は、令和5年4月1日から適用する。
- 3 改正後の一般職職員給与条例第25条第2項から第4項まで及び第26条第2項各号の規定は、令和5年12月1日から適用する。

(期末手当の額の計算の特例)

- 4 令和5年12月に支給する期末手当に関する改正後の一般職職員給与条例第25条第2項から第4項までの規定の適用については、同条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の125」と、同条第3項中「100分の122.5」とあるのは「100分の125」と、「100分の68.75」とあるのは「100分の70」と、同条第4項中「100分の122.5」とあるのは「100分の125」と、「100分の170」とあるのは「100分の175」とする。

(勤勉手当の額の計算の特例)

- 5 令和5年12月に支給する勤勉手当に関する改正後の一般職職員給与条例第26条第2項各号の規定の適用については、同項第1号中「100分の102.5」とあるのは「100分の105」と、同項第2号中「100分の48.75」とあるのは「100分の50」とする。

(給与の内払)

- 6 第1条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて既に支払われた職員の給与は、改正後の一般職職員給与条例の規定による職員の給与の内払とみなす。
- 7 第2条の規定による改正前の会計年度任用職員の給与等に関する条例の規定に基づいて既に支払われた会計年度任用職員の給与は、改正後の会計年度任用職員給与条例の規定による会計年度任用職員の給与の内払とみなす。

議案第92号

岸和田市立総合通園センター条例の一部改正について

岸和田市立総合通園センター条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和5年12月7日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

岸和田市立総合通園センター条例の一部を改正する条例

岸和田市立総合通園センター条例（平成29年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「児童発達支援」の次に「(以下「児童発達支援」という。)」を加え、同条第2号を削り、同条第3号中「前2号」を「前号」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号中「第6条の2の2第6項」を「第6条の2の2第5項」に改め、同号を同条第3号とし、同条第5号を同条第4号とする。

第3条第1項中「前条第1号又は第2号」を「前条第1号」に改め、同条第2項中「前条第3号」を「前条第2号」に改める。

第4条中「第2条第1号から第3号まで」を「第2条第1号又は第2号」に改める。

第5条第1項各号列記以外の部分中「費用」を「場合」に改め、同項第1号中「第2条第1号に規定する児童発達支援を受けた児童の保護者」を「児童発達支援（次号に該当するものを除く。）を受けた場合」に、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同項第2号中「第2条第2号に規定する医療型児童発達支援を受けた児童の保護者」を「児童発達支援のうち治療（法第6条の2の2第2項に規定する治療をいう。）に係るものを受けた場合」に改め、「通所特定費用として実際に要した費用の額の範囲内において市長が別に定める額、法第21条の5の3第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び」を削り、同条第2項中「第2条第3号」を「第2条第2号」に改める。

第6条第1項中「第2条第4号」を「第2条第3号」に、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第7条第1項中「第2条第5号」を「第2条第4号」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第93号

岸和田市国民健康保険条例の一部改正について

岸和田市国民健康保険条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和5年12月7日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

岸和田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

岸和田市国民健康保険条例（平成20年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第12条各号列記以外の部分中「又は第44条の2」を「、第44条の2又は第44条の3」に改め、同条第2号エ中「及び第72条の3の2第1項」を「、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項」に、「及び国民健康保険保険給付費等交付金」を「並びに国民健康保険保険給付費等交付金」に改める。

第14条第1項中「第35条の2の6第11項又は第15項」を「第35条の2の6第8項又は第11項」に、「第35条の2の6第15項」を「第35条の2の6第11項」に改める。

第23条各号列記以外の部分中「又は第44条の2」を「、第44条の2又は第44条の3」に改め、同条第2号イ中「及び第72条の3の2第1項」を「、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項」に改める。

第34条各号列記以外の部分中「第44条」の次に「又は第44条の3」を加え、同条第2号イ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の3第1項」を加える。

第42条第1項中「第44条第1項各号」の次に「(同条第2項又は第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)」を加え、「若しくは同条第2項若しくは第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項第1号から第3号までに定める額」を「、第44条の2第1項（同条第2項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める第16条若しくは第20条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第44条の2第3項第1号（同条第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第44条の3第1項各号（同条第2項又は第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは同条第4項各号（同条第5項又は第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額」に改め、同条第2項中「若しくは同条第2項若しくは第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項第1号から第3号まで」を「、第44条の2第1項に定める第16条若しくは第20条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第44条の2第3項第1号に定める額、第44条の3第1項各号に定める額若しくは同条第4項各号」に改める。

第44条第1項第1号中「第35条の2の6第11項又は第15項」を「第35条の2の6第8項又は第11項」に、「第35条の2の6第15項」を「第35条の2の6第11項」に改める。

第44条の2第1項及び第3項第1号中「保険料額」を「保険料率」に改める。

第44条の3を第44条の4とし、第44条の2の次に次の1条を加える。

（出産被保険者の保険料の減額）

第44条の3 当該年度において、世帯に出産被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合（第4項に規定する場合を除く。）における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条又は第17条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が第22条に規定する額を超える場合には、その額）とする。

- (1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（国民健康保険法施行規則第32条の10の2で定める場合には、出産の日。第45条の2において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
 - (2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- 2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条又は第17条」とあるのは「第24条又は第28条」と、「第22条に規定する額」とあるのは「第33条に規定する額」と読み替えるものとする。
- 3 第1項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「に規定する出産被保険者」とあるのは「に規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条又は第17条」とあるのは「第35条」と、「第22条に規定する額」とあるのは「第39条に規定する額」と読み替えるものとする。
- 4 当該年度において、第44条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第13条又は第17条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が第22条に規定する額を超える場合には、その額）とする。
- (1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
 - (2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第44条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号に掲げる割合を乗じて得た額を控除して得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のう

ち当該年度に属する月数を乗じて得た額

5 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条又は第17条」とあるのは「第24条又は第28条」と、「第22条に規定する額」とあるのは「第33条に規定する額」と読み替えるものとする。

6 第4項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「世帯に出産被保険者」とあるのは「世帯に出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条又は第17条」とあるのは「第35条」と、「第22条に規定する額」とあるのは「第39条に規定する額」と読み替えるものとする。

第45条の2中「(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）」を削り、同条を第45条の3とし、第45条の次に次の1条を加える。

(出産被保険者に関する届出)

第45条の2 出産被保険者の属する世帯の世帯主は、規則で定めるところにより、当該世帯主の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）並びに当該出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号並びに出産の予定日並びに単胎妊娠又は多胎妊娠の別について市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

第53条中「及び第44条の2各項」を「、第44条の2各項及び第44条の3各項」に、「は、地方税法第20条の4の2第3項の規定を準用」を「、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものと」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。ただし、第53条の改正規定（「は、地方税法第20条の4の2第3項の規定を準用」を「、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものと」に改める部分に限る。）は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の岸和田市国民健康保険条例第44条の3の規定は、令和5年度分の国民健康保険の保険料のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以

後の年度分の当該保険料について適用し、令和5年度分の当該保険料のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの当該保険料については、なお従前の例による。

- 3 附則第1項ただし書に規定する改正規定による改正後の岸和田市国民健康保険条例第53条の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議案第94号

岸和田市消防関係事務手数料条例の一部改正について

岸和田市消防関係事務手数料条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和5年12月7日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

岸和田市消防関係事務手数料条例の一部を改正する条例

岸和田市消防関係事務手数料条例(平成24年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第6条第10号ア中「又は第3項」を「若しくは第3項又は同法第39条の22第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和5年12月21日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

議案第95号

市立学校園条例の一部改正について

市立学校園条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和5年12月7日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

市立学校園条例の一部を改正する条例

市立学校園条例（昭和39年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第22号を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第96号

令和5年度岸和田市一般会計補正予算（第5号）

令和5年度岸和田市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ533,231千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ86,544,759千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の追加及び変更は、「第2表継続費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の変更は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

令和5年12月7日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		20,854,980	16,950	20,871,930
	01 国庫負担金	16,708,136	607	16,708,743
	02 国庫補助金	4,097,412	16,343	4,113,755
16 府支出金		7,066,903	35,893	7,102,796
	01 府負担金	5,090,332	303	5,090,635
	02 府補助金	1,599,804	35,590	1,635,394
18 寄附金		1,004,850	4,088	1,008,938
	01 寄附金	1,004,850	4,088	1,008,938
19 繰入金		3,239,798	116,526	3,356,324
	01 基金繰入金	3,138,498	116,526	3,255,024
20 繰越金		61,439	72,174	133,613
	01 繰越金	61,439	72,174	133,613
22 市債		3,939,900	287,600	4,227,500
	01 市債	3,939,900	287,600	4,227,500
歳入合計		86,011,528	533,231	86,544,759

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
02 総務費		7,718,152	44,088	7,762,240
	02 徴税費	688,003	30,000	718,003
	03 戸籍住民基本台帳費	509,513	14,088	523,601
03 民生費		44,520,257	207,036	44,727,293
	01 社会福祉費	15,539,535	35,240	15,574,775
	02 児童福祉費	15,934,261	170,581	16,104,842
	05 国民健康保険費	2,391,024	1,215	2,392,239
04 衛生費		9,296,947	738	9,297,685
	01 保健衛生費	3,675,137	738	3,675,875
10 教育費		7,432,999	275,350	7,708,349
	01 教育総務費	979,158	1,550	980,708
	02 小学校費	1,174,503	272,000	1,446,503
	06 社会教育費	809,248	1,000	810,248
	07 保健体育費	2,235,701	800	2,236,501
13 諸支出金		186,440	6,019	192,459
	02 還付金	149,538	6,019	155,557
歳 出 合 計		86,011,528	533,231	86,544,759

第2表 継 続 費 補 正

(追 加 分)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
10 教育費	02 小学校費	小学校整備事業	千円 680,000	令和5年度	千円 272,000
				令和6年度	408,000

(変 更 分)

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
03 民生費	02 児童福祉費	市立認定こども園整備事業	千円 745,792	令和5年度	千円 298,317	千円 847,745	令和5年度	千円 339,098
				令和6年度	447,475		令和6年度	508,647

第3表 債務負担行為補正

(変更分)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
学校給食調理業務委託 (学校給食運営事業)	令和5年度から 令和8年度まで	千円 176,805	令和5年度から 令和8年度まで	千円 257,373

第4表 地方債補正

(変更分)

起債の目的	補正前								補正後																		
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法				備考	限度額	起債の方法	利率	償還の方法				備考											
				区分	償還期限	据置期間	償還方法					その他	区分	償還期限	据置期間		償還方法	その他									
児童福祉施設整備事業	千円 280,100		%以内	年以内	年以内				千円 315,500		%以内	年以内	年以内					令和5年2月21日提出議案第29号 3月23日可決									
脱炭素化推進事業	101,900								354,100									令和5年2月21日提出議案第29号 3月23日可決									

議案第97号

令和5年度岸和田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和5年度岸和田市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

第1条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表歳入予算補正」による。

令和5年12月7日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

第1表 歳入予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
01 国民健康保険料		4,373,555	△1,215	4,372,340
	01 国民健康保険料	4,373,555	△1,215	4,372,340
07 繰入金		2,391,024	1,215	2,392,239
	01 繰入金	2,391,024	1,215	2,392,239
歳入合計		22,496,739	0	22,496,739

議案第98号

令和5年度岸和田市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和5年度岸和田市の介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19,198,185千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月7日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
03 国庫支出金		4,426,107	12,250	4,438,357
	02 国庫補助金	1,053,541	12,250	1,065,791
07 繰入金		3,512,807	12,250	3,525,057
	01 一般会計繰入金	3,059,834	12,250	3,072,084
歳入合計		19,173,685	24,500	19,198,185

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
01 総務費		417,684	24,500	442,184
	01 総務管理費	130,542	24,500	155,042
歳 出 合 計		19,173,685	24,500	19,198,185

議案第99号

令和5年度岸和田市財産区特別会計補正予算（第1号）

令和5年度岸和田市の財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第1条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表歳出予算補正」による。

令和5年12月7日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

第1表 歳出予算補正

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
01 総務費		29,710	21,922	51,632
	01 総務管理費	29,710	21,922	51,632
02 繰出金		1,016,575	△21,922	994,653
	01 繰出金	1,016,575	△21,922	994,653
歳出合計		1,046,285	0	1,046,285

議案第100号

令和5年度岸和田市上水道事業会計補正予算（第2号）

第1条 令和5年度岸和田市上水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和5年度岸和田市上水道事業会計予算第6条に定めた債務負担行為を、次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
料金システム更新	令和5年度から 令和6年度まで	76,052 千円

令和5年12月7日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

議案第101号

令和5年度岸和田市病院事業会計補正予算（第2号）

第1条 令和5年度岸和田市病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和5年度岸和田市病院事業会計予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(合 計)
	収	入	
第1款 資本的収入	1,652,200千円	1,200千円	1,653,400千円
第6項 寄附金	0千円	1,200千円	1,200千円
	支	出	
第1款 資本的支出	2,922,513千円	1,200千円	2,923,713千円
第4項 基金積立金	500千円	1,200千円	1,700千円

令和5年12月7日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

議案第102号

損害賠償の額を定め和解するについて

地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、次のとおり損害賠償の額を定め和解するについて議会の議決を求める。

令和5年12月7日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

記

損害賠償の発生原因	金 額
市立小学校で発生した負傷事故の対応	5,901,460円 (解決金)

議案第103号

指定管理者の指定について

次のとおり岸和田市立高齢者ふれあいセンター朝陽の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年12月7日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

記

- | | | |
|---|--------|------------------------------|
| 1 | 施設の名称 | 岸和田市立高齢者ふれあいセンター朝陽 |
| 1 | 指定の相手方 | 吹田市南金田二丁目12番1号
株式会社ビケンテクノ |
| 1 | 指定の期間 | 令和6年4月1日から令和8年3月31日まで |

議案第104号

指定管理者の指定について

次のとおり岸和田市立浜老人集会所の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年12月7日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

記

- | | | |
|---|--------|------------------------------|
| 1 | 施設の名 称 | 岸和田市立浜老人集会所 |
| 1 | 指定の相手方 | 岸和田市中北町10番39号
浜校区老人クラブ連合会 |
| 1 | 指定の期間 | 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで |

議案第105号

指定管理者の指定について

次のとおり岸和田市まちづくりの館の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年12月7日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

記

- | | | |
|---|--------|-----------------------------|
| 1 | 施設の名 称 | 岸和田市まちづくりの館 |
| 1 | 指定の相手方 | 岸和田市本町8番8号
本町のまちづくりを考える会 |
| 1 | 指定の期間 | 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで |

議案第106号

指定管理者の指定について

次のとおり岸和田市都市公園の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年12月7日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

記

- | | | |
|---|--------|--------------------------------------|
| 1 | 施設の名 称 | 岸和田市都市公園 |
| 1 | 指定の相手方 | 岸和田市西之内町42番35号
岸和田市公園緑化協会・ミズノグループ |
| 1 | 指定の期間 | 令和6年4月1日から令和8年3月31日まで |

議案第107号

指定管理者の指定について

次のとおり岸和田市児童遊園の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年12月7日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

記

- | | | |
|---|--------|--------------------------------------|
| 1 | 施設の名称 | 岸和田市児童遊園 |
| 1 | 指定の相手方 | 岸和田市西之内町42番35号
岸和田市公園緑化協会・ミズノグループ |
| 1 | 指定の期間 | 令和6年4月1日から令和8年3月31日まで |

議案第108号

指定管理者の指定について

次のとおり岸和田市営自転車等駐車場の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年12月7日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 施設の名称 | 岸和田市営自転車等駐車場 |
| 1 | 指定の相手方 | 大阪市西淀川区柏里二丁目4番1号
野里電気工業・ミディ総合管理共同企業体 |
| 1 | 指定の期間 | 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで |

議案第109号

指定管理者の指定について

次のとおり岸和田市民体育館の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年12月7日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

記

- | | | |
|---|--------|--------------------------------------|
| 1 | 施設の名 称 | 岸和田市民体育館 |
| 1 | 指定の相手方 | 岸和田市西之内町42番35号
岸和田市公園緑化協会・ミズノグループ |
| 1 | 指定の期間 | 令和6年4月1日から令和8年3月31日まで |

議案第110号

指定管理者の指定について

次のとおり岸和田市立運動広場等（青少年広場を除く）の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年12月7日提出

岸和田市長 永野耕平

記

- | | | |
|---|--------|--------------------------------------|
| 1 | 施設の名称 | 岸和田市立運動広場等（青少年広場を除く） |
| 1 | 指定の相手方 | 岸和田市西之内町42番35号
岸和田市公園緑化協会・ミズノグループ |
| 1 | 指定の期間 | 令和6年4月1日から令和8年3月31日まで |

議案第111号

指定管理者の指定について

次のとおり岸和田市総合体育館の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年12月7日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

記

- | | | |
|---|--------|--------------------------------------|
| 1 | 施設の名 称 | 岸和田市総合体育館 |
| 1 | 指定の相手方 | 岸和田市西之内町42番35号
岸和田市公園緑化協会・ミズノグループ |
| 1 | 指定の期間 | 令和6年4月1日から令和8年3月31日まで |

各會計事項別明細書

一 般 会 計

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	20,854,980	16,950	20,871,930
16 府支出金	7,066,903	35,893	7,102,796
18 寄附金	1,004,850	4,088	1,008,938
19 繰入金	3,239,798	116,526	3,356,324
20 繰越金	61,439	72,174	133,613
22 市債	3,939,900	287,600	4,227,500
歳入合計	86,011,528	533,231	86,544,759

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
02 総務費	7,718,152	44,088	7,762,240
03 民生費	44,520,257	207,036	44,727,293
04 衛生費	9,296,947	738	9,297,685
10 教育費	7,432,999	275,350	7,708,349
13 諸支出金	186,440	6,019	192,459
歳 出 合 計	86,011,528	533,231	86,544,759

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳				
特 定 財 源				一 般 財 源
国庫支出金	府支出金	地 方 債	そ の 他	
14,088	0	0	0	30,000
2,862	35,893	35,400	116,526	16,355
0	0	0	738	0
0	0	252,200	3,350	19,800
0	0	0	0	6,019
16,950	35,893	287,600	120,614	72,174

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金 (項) 01 国庫負担金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金	20,854,980	16,950	20,871,930
01 国庫負担金	16,708,136	607	16,708,743
01 民生費国庫負担金	16,510,357	607	16,510,964
02 国庫補助金	4,097,412	16,343	4,113,755
01 総務費国庫補助金	1,654,228	14,088	1,668,316
02 民生費国庫補助金	1,590,689	2,255	1,592,944

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
04 国民健康保険費負担金	607	国民健康保険基盤安定負担金	607 (健康保険課)
01 総務管理費補助金	14,088	社会保障・税番号システム整備費補助金	14,088 (市民課)
02 児童福祉費補助金	2,255	市立認定こども園整備事業費補助金	2,255 (こども園推進課)

(款) 16 府支出金 (項) 01 府負担金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
16 府支出金	7,066,903	35,893	7,102,796
01 府負担金	5,090,332	303	5,090,635
01 民生費府負担金	5,086,961	303	5,087,264
02 府補助金	1,599,804	35,590	1,635,394
02 民生費府補助金	1,013,620	35,590	1,049,210

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
05 国民健康保険費負担金	303	国民健康保険基盤安定負担金 303 (健康保険課)
01 社会福祉費補助金	22,990	介護基盤整備等支援事業費補助金 22,990 (介護保険課)
02 児童福祉費補助金	12,600	子ども医療助成費補助金 12,600 (子ども家庭課)

(款) 18 寄附金 (項) 01 寄附金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
18 寄附金	1,004,850	4,088	1,008,938
01 寄附金	1,004,850	4,088	1,008,938
03 指定寄附金	0	4,088	4,088

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
01 指定寄附金	4,088	教育総務費々途指定寄附金 保健衛生費々途指定寄附金 社会教育費々途指定寄附金 保健体育費々途指定寄付金	1,550 (教育総務部総務課) 738 (健康推進課) 1,000 (図書館) 800 (スポーツ振興課)

(款) 19 繰入金 (項) 01 基金繰入金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
19 繰入金	3,239,798	116,526	3,356,324
01 基金繰入金	3,138,498	116,526	3,255,024
02 岸和田市ふるさと応援基金繰入金	1,198,174	113,400	1,311,574
12 公共公益施設整備基金繰入金	477,576	3,126	480,702

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
01 岸和田市ふるさと応援基金繰入金	113,400	岸和田市ふるさと応援基金繰入金	113,400 (企画課)
01 公共公益施設整備基金繰入金	3,126	公共公益施設整備基金繰入金	3,126 (こども園推進課)

(款) 20 繰越金 (項) 01 繰越金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
20 繰越金	61,439	72,174	133,613
01 繰越金	61,439	72,174	133,613
01 繰越金	61,439	72,174	133,613

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
01 繰越金	72,174	前年度繰越金	72,174 (財政課)

(款) 22 市債 (項) 01 市債

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
22 市債	3,939,900	287,600	4,227,500
01 市債	3,939,900	287,600	4,227,500
01 民生債	294,100	35,400	329,500
07 教育債	166,700	252,200	418,900

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
02 児童福祉債	35,400	認定こども園整備事業債	35,400 (こども園推進課)
01 小学校債	252,200	小学校整備事業債	252,200 (学校管理課)

3 歳 出

(款) 02 総務費 (項) 02 徴税費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
02 総務費	7,718,152	44,088	7,762,240	14,088	0	0	30,000
02 徴税費	688,003	30,000	718,003	0	0	0	30,000
03 徴収費	153,167	30,000	183,167	0	0	0	30,000
03 戸籍住民基本台帳費	509,513	14,088	523,601	14,088	0	0	0
01 戸籍住民基本台帳費	509,513	14,088	523,601	14,088	0	0	0

(単位：千円)

節		説		明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分		内	訳
22 償還金、利子 及び割引料	30,000	011600 市税等過誤納還付事業 (納税課)	30,000	22 償還金、利子及び割引料 還付金及び還付加算金	30,000 30,000
12 委託料	14,088	012100 戸籍事務事業 (市民課)	4,565	12 委託料 システム管理・開発委託料	4,565 4,565
		012200 住民基本台帳事務事業 (市民課)	9,523	12 委託料 システム管理・開発委託料	9,523 9,523

(款) 03 民生費 (項) 01 社会福祉費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
03 民生費	44,520,257	207,036	44,727,293	38,755	35,400	116,526	16,355
01 社会福祉費	15,539,535	35,240	15,574,775	22,990	0	0	12,250
06 介護保険費	3,060,216	35,240	3,095,456	22,990	0	0	12,250
02 児童福祉費	15,934,261	170,581	16,104,842	14,855	35,400	116,526	3,800
04 子ども医療助成費	593,247	129,800	723,047	12,600	0	113,400	3,800
06 児童福祉施設費	994,557	40,781	1,035,338	2,255	35,400	3,126	0
05 国民健康保険費	2,391,024	1,215	2,392,239	910	0	0	305
01 国民健康保険費	2,391,024	1,215	2,392,239	910	0	0	305

(単位：千円)

節		説		明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分		内	訳
18 負担金、補助 及び交付金	22,990	020100 介護保険事業特別会計 繰出事業 (介護保険課)	12,250	27 繰出金	12,250
27 繰出金	12,250	118700 介護施設等整備支援事 業 (介護保険課)	22,990	18 負担金、補助及び交付金 補助金	22,990
11 役務費	3,800	020400 子ども医療助成事業 (子ども家庭課)	129,800	11 役務費 手数料	3,800
19 扶助費	126,000			19 扶助費 扶助費	126,000
14 工事請負費	40,781	124200 市立認定こども園整備 事業 (こども園推進課)	40,781	14 工事請負費 工事費	40,781
27 繰出金	1,215	026300 国民健康保険基盤安定 繰出事業 (健康保険課)	1,215	27 繰出金 繰出金	1,215

(款) 04 衛生費 (項) 01 保健衛生費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
04 衛生費	9,296,947	738	9,297,685	0	0	738	0
01 保健衛生費	3,675,137	738	3,675,875	0	0	738	0
01 保健衛生総務費	652,412	718	653,130	0	0	718	0
04 母子保健費	394,129	20	394,149	0	0	20	0

(単位：千円)

節		説		明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分		内	訳
17 備品購入費	718	026900 保健センター管理事業 (健康推進課)	718	17 備品購入費 庁用器具費	718 718
17 備品購入費	20	028200 母子保健事業 (健康推進課)	20	17 備品購入費 庁用器具費	20 20

(款) 10 教育費 (項) 01 教育総務費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
10 教育費	7,432,999	275,350	7,708,349	0	252,200	3,350	19,800
01 教育総務費	979,158	1,550	980,708	0	0	1,550	0
02 事務局費	523,732	1,000	524,732	0	0	1,000	0
04 教育基金費	236	550	786	0	0	550	0
02 小学校費	1,174,503	272,000	1,446,503	0	252,200	0	19,800
01 学校管理費	739,054	272,000	1,011,054	0	252,200	0	19,800
06 社会教育費	809,248	1,000	810,248	0	0	1,000	0
07 図書館費	269,218	1,000	270,218	0	0	1,000	0
07 保健体育費	2,235,701	800	2,236,501	0	0	800	0
06 運動場管理費	64,199	800	64,999	0	0	800	0

(単位：千円)

節		説		明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分		内	訳
18 負担金、補助 及び交付金	1,000	078200 岸和田市奨学会支援事 業 (教育総務部総務課)	1,000	18 負担金、補助及び交付金 補助金	1,000 1,000
24 積立金	550	051800 教育基金積立事業 (教育総務部総務課)	550	24 積立金 積立金	550 550
14 工事請負費	272,000	052900 小学校整備事業 (学校管理課)	272,000	14 工事請負費 工事費	272,000 272,000
17 備品購入費	1,000	062600 図書館運営事業 (図書館)	1,000	17 備品購入費 庁用器具費 図書購入費	1,000 285 715
17 備品購入費	800	065300 運動広場等管理事業 (スポーツ振興課)	800	17 備品購入費 庁用器具費	800 800

(款) 13 諸支出金 (項) 02 還付金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
13 諸支出金	186,440	6,019	192,459	0	0	0	6,019
02 還付金	149,538	6,019	155,557	0	0	0	6,019
05 府支出金還付 金	2,890	6,019	8,909	0	0	0	6,019

(単位：千円)

節		説		明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分		内	訳
22 償還金、利子 及び割引料	6,019	130600 生活保護費府負担金償 還事業 (生活福祉課)	6,019	22 償還金、利子及び割引料 償還金	6,019 6,019

国民健康保険事業特別会計

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
01 国民健康保険料	4,373,555	△1,215	4,372,340
07 繰入金	2,391,024	1,215	2,392,239
歳入合計	22,496,739	0	22,496,739

2 歳 入

(款) 01 国民健康保険料 (項) 01 国民健康保険料

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
01 国民健康保険料	4,373,555	△1,215	4,372,340
01 国民健康保険料	4,373,555	△1,215	4,372,340
01 一般被保険者国民健康保険料	4,372,907	△1,215	4,371,692

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
01 医療給付費分現年分	△756	医療給付費分現年分 △756 (健康保険課)
02 後期高齢者支援金分現年分	△244	後期高齢者支援金分現年分 △244 (健康保険課)
03 介護納付金分現年分	△215	介護納付金分現年分 △215 (健康保険課)

(款) 07 繰入金 (項) 01 繰入金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
07 繰入金	2,391,024	1,215	2,392,239
01 繰入金	2,391,024	1,215	2,392,239
01 一般会計繰入金	2,391,024	1,215	2,392,239

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
08 産前産後保険料繰入金	1,215	産前産後保険料繰入金	1,215 (健康保険課)

介護保険事業特別会計

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
03 国庫支出金	4,426,107	12,250	4,438,357
07 繰入金	3,512,807	12,250	3,525,057
歳入合計	19,173,685	24,500	19,198,185

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
01 総務費	417,684	24,500	442,184
歳出合計	19,173,685	24,500	19,198,185

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳				
特 定 財 源				一 般 財 源
国庫支出金	府支出金	地 方 債	そ の 他	
12,250	0	0	0	12,250
12,250	0	0	0	12,250

2 歳 入

(款) 03 国庫支出金 (項) 02 国庫補助金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
03 国庫支出金	4,426,107	12,250	4,438,357
02 国庫補助金	1,053,541	12,250	1,065,791
06 事業費補助金	0	12,250	12,250

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
01 事業費補助金	12,250	介護保険システム改修事業費補助金	12,250 (介護保険課)

(款) 07 繰入金 (項) 01 一般会計繰入金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
07 繰入金	3,512,807	12,250	3,525,057
01 一般会計繰入金	3,059,834	12,250	3,072,084
04 その他一般会計繰入金	417,596	12,250	429,846

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
01 職員給与費等繰入金	12,250	職員給与費等繰入金	12,250 (介護保険課)

3 歳 出

(款) 01 総務費 (項) 01 総務管理費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
01 総務費	417,684	24,500	442,184	12,250	0	0	12,250
01 総務管理費	130,542	24,500	155,042	12,250	0	0	12,250
01 一般管理費	128,545	24,500	153,045	12,250	0	0	12,250

(単位：千円)

節		説		明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分		内	訳
12 委託料	24,500	700300 介護保険システム運用 事業 (介護保険課)	24,500	12 委託料 システム管理・開発委託料	24,500 24,500

財 産 区 特 別 会 計

1 総括

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
01 総務費	29,710	21,922	51,632
02 繰出金	1,016,575	△21,922	994,653
歳出合計	1,046,285	0	1,046,285

(単位：千円)

補正額の財源内訳				
特 定 財 源				一 般 財 源
国庫支出金	府支出金	地 方 債	そ の 他	
0	0	0	0	21,922
0	0	0	0	△21,922
0	0	0	0	0

2 歳 出

(款) 01 総務費 (項) 01 総務管理費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
01 総務費	29,710	21,922	51,632	0	0	0	21,922
01 総務管理費	29,710	21,922	51,632	0	0	0	21,922
05 田治米財産区 事業補助金	1,606	21,922	23,528	0	0	0	21,922

(単位：千円)

節		説		明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分		内	訳
18 負担金、補助 及び交付金	21,922	682000 地元公共施設整備補助 事業 (総務管財課)	21,922	18 負担金、補助及び交付金 補助金	21,922 21,922

(款) 02 繰出金 (項) 01 繰出金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
02 繰出金	1,016,575	△21,922	994,653	0	0	0	△21,922
01 繰出金	1,016,575	△21,922	994,653	0	0	0	△21,922
01 繰出金	1,016,575	△21,922	994,653	0	0	0	△21,922

(単位：千円)

節		説		明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分		内 訳	
27 繰出金	△21,922	680300		27 繰出金	△21,922
		田治米財産区一般会計	△21,922	繰出金	△21,922
		繰出事業			
		(総務管財課)			

病 院 事 業 会 計

令和5年度 病院事業会計補正予算実施計画

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	合 計	備考
1 資 本 的 収 入			千円 1,652,200	千円 1,200	千円 1,653,400	
	6 寄 附 金		0	1,200	1,200	
		1 寄 附 金	0	1,200	1,200	

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	合 計	備考
1 資 本 的 支 出			千円 2,922,513	千円 1,200	千円 2,923,713	
	4 基 金 積 立 金		500	1,200	1,700	
		1 基 金 積 立 金	500	1,200	1,700	

資本的収入

科 目		既決予定額	補正予定額	合 計
款	1 資 本 的 収 入	1,652,200	1,200	1,653,400
項	6 寄 附 金	0	1,200	1,200

目	既決予定額	補正予定額	合 計	節 の 区 分
1 寄 附 金	0	1,200	1,200	1 寄 附 金
計	0	1,200	1,200	

(単位：千円)

節の金額	説 明	備 考
1,200	寄 附 金 1,200	

資本的支出

科 目		既決予定額	補正予定額	合 計
款	1 資 本 的 支 出	2,922,513	1,200	2,923,713
項	4 基 金 積 立 金	500	1,200	1,700

目	既決予定額	補正予定額	合 計	節 の 区 分
1 基 金 積 立 金	500	1,200	1,700	1 病 院 事 業 基 金 積 立 金
計	500	1,200	1,700	

(単位：千円)

節の金額	説 明	備 考
1,200	病院事業基金積立金 1,200	

- 1) 継続費についての前前年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書
- 2) 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書
- 3) 地方債の前年度末における現在高及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

1) 継続費についての前前年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書

(追加分)

(一般会計)

款	項	事業名	全 体 計 画						前前年度 末までの 支出額	前年度末 までの 支出 (見込)額	当該年度 支 出 予 定 額	当該年度 末までの 支 出 予 定 額	翌 年 度 以 降 支 出 予 定 額	継続費の 総 額 に 対 する 進 捗 率	
			年度	年割額	左 の 財 源 内 訳										一般財源
					特 定 財 源										
					国庫支出金	府支出金	地 方 債	そ の 他							
10	02	小学校整備事業	5	千円 272,000	千円	千円	千円 252,200	千円 19,800	千円	千円 272,000	千円 272,000	千円	% 40.00		
			6	408,000			378,400	29,600				408,000	60.00		
			計	680,000	0	0	630,600	0	49,400	0	0	272,000	272,000	408,000	100.00

(変更分)

(一般会計)

款	項	事業名	全 体 計 画						前前年度 末までの 支出額	前年度末 までの 支 出 (見込)額	当該年度 支 出 予 定 額	当該年度 末までの 支 出 予 定 額	翌 年 度 以 降 支 出 予 定 額	継続費の 総 額 に 対 する 進 捗 率	
			年度	年割額	左 の 財 源 内 訳										一般財源
					特 定 財 源										
					国庫支出金	府支出金	地 方 債	そ の 他							
03	02	児童福祉費	変更前	5	千円 298,317	千円 24,388	千円	千円 262,100	千円 11,829	千円 0	千円	千円 298,317	千円 298,317	千円	% 40.00
				6	447,475	36,580		393,300	17,595	0			447,475	60.00	
				計	745,792	60,968	0	655,400	29,424	0	0	0	298,317	298,317	447,475
	02	変更後	5	339,098	26,643		297,500	14,955	0			339,098	339,098		40.00
			6	508,647	40,318		446,000	22,329	0				508,647	60.00	
			計	847,745	66,961	0	743,500	37,284	0	0	0	339,098	339,098	508,647	100.00

2) 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(変更分)

(一般会計)

事 項	限 度 額	前年度末までの支出（見込）額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源				一 般 財 源
						国庫支出金	府支出金	地方債	その他	
変更前	千円 176,805		千円	令和5年度	千円 0	千円	千円	千円	千円	千円 0
				令和6年度	58,935					58,935
				令和7年度	58,935					58,935
				令和8年度	58,935					58,935
変更後	257,373			令和5年度	千円 0					千円 0
				令和6年度	85,791					85,791
				令和7年度	85,791					85,791
				令和8年度	85,791					85,791

(追加分)

(上水道事業会計)

事 項	限 度 額	前年度末までの支払義務発生（見込）額		当該年度以降の支払義務発生予定額		左の財源内訳	
		期 間	金 額	期 間	金 額	負 担 金	損益勘定留保資金
料金システム更新	千円 76,052		千円	令和5年度	千円 0	千円 0	千円 0
				令和6年度	76,052	38,026	38,026

3) 地方債の前年度末における現在高及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	前年度末現在高			当該年度中増減見込額						当該年度末現在高見込額		
				当該年度中起債見込額			当該年度中元金償還見込額					
	補正前 の 額	補正額	補正後 の 額	補正前 の 額	補正額	補正後 の 額	補正前 の 額	補正額	補正後 の 額	補正前 の 額	補正額	補正後 の 額
1 普 通 債												
(3) 教 育	5,825,386		5,825,386	123,100	252,200	375,300	560,747		560,747	5,387,739	252,200	5,639,939
(10) そ の 他	1,139,007		1,139,007	1,025,600	35,400	1,061,000	76,692		76,692	2,087,915	35,400	2,123,315
計	19,181,356	0	19,181,356	3,009,900	287,600	3,297,500	2,079,369	0	2,079,369	20,111,887	287,600	20,399,487
一 般 会 計 計	50,743,236	0	50,743,236	3,939,900	287,600	4,227,500	5,029,600	0	5,029,600	49,653,536	287,600	49,941,136
合 計	56,216,611	0	56,216,611	3,939,900	287,600	4,227,500	5,644,618	0	5,644,618	54,511,893	287,600	54,799,493